

3 監第 8 号
令和 3 年 8 月 24 日

箕輪町長 白 鳥 政 徳 様

箕輪町監査委員 松 本 豊 實

箕輪町監査委員 中 澤 清 明

令和 2 年度箕輪町健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 3 年 7 月 20 日から令和 3 年 8 月 20 日

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、町長から提出された令和 2 年度健全化判断比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

単位：％

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	前年度比 (増減)	早期健全 化基準	平成30年度 (参考)
実質赤字比率	— (△11.27)	— (△ 8.73)	—	14.35	— (△ 9.55)
連結実質赤字 比率	— (△28.71)	— (△26.85)	—	19.35	— (△26.96)
実質公債費比率	5.5	9.1	△3.6	25.0	10.3
将来負担比率	46.5	59.4	△12.9	350.0	59.6

(備 考)

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、計算結果がマイナス（黒字）であったので、「—」と表示した。
- 2 参考として、黒字の比率を括弧内に「△」で併記した。

3 監第 13 号
令和 3 年 8 月 24 日

箕輪町長 白 鳥 政 徳 様

箕輪町監査委員 松 本 豊 實

箕輪町監査委員 中 澤 清 明

令和 2 年度箕輪町公営企業の資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、箕輪町公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 2 年度箕輪町公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 3 年 7 月 20 日から令和 3 年 8 月 20 日

3 審査の概要

この審査は、町長から提出された公営企業の資金不足比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

単位：％

公営企業会計名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計 (法適用企業)	—	—	20
下水道事業会計 (法適用企業)	—	—	20

備 考

「—」は、資金不足がないことを示す。